

旧安佐市民病院北館に整備する地域開放スペースの管理に関する協定

広島市（以下「甲」という。）及び一般社団法人安佐医師会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、旧安佐市民病院北館に整備する施設（以下「各施設」という。）のうち、地域開放スペース（以下「本件施設」という。）の管理に関する事項を定め、円滑な運営を維持することを目的とする。

（基本事項）

第2条 各施設の施設面積等は別表1のとおりとする。

2 乙は、各施設の維持管理を行うため、別表2の業務（以下「本業務」という。）を実施するものとする。

3 甲は、本業務に要する経費のうち、本件施設分として、別表3のとおり乙の算定する経費（人件費を含む）を負担するものとする。

4 甲が負担する経費について、甲は当該経費を本件施設の占有者に負担させることができる。

5 乙が本協定締結までに行った業務のうち甲が認めるものについては、この協定により実施したものとする。

（経費の請求及び支払）

第3条 乙は、前条第2項に係る経費の請求があったときは、その総額を支払い、毎月末日までに本件施設分の負担額を算定し、算定根拠資料を添えて甲に請求するものとする。

2 甲は、乙から請求があった日から30日以内に、請求額を乙に支払うものとする。

3 前項において、甲が支払う経費について、前条第4項により占有者が負担する場合、乙が当該占有者に対して第1項に定める請求を行うことにより、当該占有者が乙に支払うことができる。

（損害賠償責任）

第4条 乙は、本業務の実施において、乙の責めに帰すべき事由により利用者等に損害が生じた場合は、乙の負担において、その損害を賠償しなければならない。ただし、甲にも損害賠償責任がある場合は、甲も負担するものとする。

（協定書の変更）

第5条 本業務の範囲等を変更しようとするとき、又は特別な事情が生じたときは、甲及び

乙が協議の上、本協定を変更することができるものとする。

(協定書の解除)

第6条 甲又は乙が、本協定を解除しようとするときは、解除しようとする日の1年前までに書面をもって申し出るものとする。

(疑義についての協議等)

第7条 本協定の各条項等の解釈について疑義が生じたとき、又は本協定に特別の定めのない事項については、甲及び乙が協議の上、これを決定するものとする。

本協定を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 5年 4月 1日

甲 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市
広島市長 松 井 一 實

乙 広島市安佐南区八木五丁目35番2号
一般社団法人安佐医師会
会長 辻 勝 三

別表 1 施設別所管面積等

単位：㎡

区分	施設名	専有面積 (㎡)	施設別 所管面積 (㎡)	施設別 割合 (%)	施設所有者
専有 部分	安佐医師会病院	6,975.65	7,337.44	66.4	市立病院機構
	可部夜間急病センター	471.56	496.02	4.5	広島市
	安佐准看護学院	1,586.54	1,668.83	15.1	
	広島市北部在宅医療・ 介護連携支援センター	240.89	253.38	2.3	
	地域開放スペース	1,232.75	1,296.69	11.7	
共有部分		544.97	—	—	—
合計		11,052.36	11,052.36	100	

※施設別所管面積は、専有面積の割合に応じて、共有部分の面積を再配分したもの。

別表 2 維持管理に関する業務

区 分	内 容
①日常運転業務	各施設の設備の日常運転・点検
	修理
②施設設備保守業務	定期点検（空調設備、自動扉装置、受変電設備、自動制御機器、非常用発電設備、蓄電池設備、消防用設備、衛生設備、情報通信設備、特殊建物、昇降機等）
③環境測定業務	建築物における衛生的環境の確保に関する法律に準じた環境測定
④清掃業務	日常清掃
	定期清掃（窓清掃を除く）
⑤保守警備業務	駐車場を含む保守警備、防災設備中央管理
⑥廃棄物処理業務	廃棄物（大型ごみを除く）の運搬及び処分
⑦防火管理業務	防火管理者の選任、消防計画の作成、消火、通報及び避難訓練の実施、消防用設備の点検及び整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理、収容人員の管理
⑧電気需給業務	電気事業者との契約及び使用量の記録
⑨水道需給業務	水道事業者との契約及び使用量の記録

別表3 維持管理に関する業務の実施に係る負担経費の算定方法

別表2に掲げる①～⑨の実施に係る本件施設負担経費は、次の方法により算定する。
 なお、1円未満の端数があるときは、その端数金額を四捨五入することとする。

①、②（昇降機保守を除く）、③、⑦

$$\boxed{\text{本件施設負担経費}} = \text{施設全体経費} \times \frac{\text{本件施設所管面積}}{\text{施設全体面積}}$$

②（昇降機保守）

$$\boxed{\text{本件施設負担経費}} = \text{本件施設使用昇降機の保守に要した実費}$$

④

$$\begin{aligned} \text{日常清掃に係る本件施設負担経費} &= \\ \text{施設全体経費} \times \frac{\text{本件施設清掃延床面積} + \left(\frac{\text{共有部分清掃延床面積}}{\text{共有部分合計面積}} \times \frac{\text{本件施設専有面積}}{\text{本件施設専有面積}} \right)}{\text{施設全体清掃延床面積}} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{定期清掃に係る本件施設負担経費} &= \\ \text{施設全体経費} \times \frac{\text{本件施設清掃延床面積} + \left(\frac{\text{共有部分清掃延床面積}}{\text{共有部分合計面積}} \times \frac{\text{本件施設専有面積}}{\text{本件施設専有面積}} \right)}{\text{施設全体清掃延床面積}} \end{aligned}$$

$$\boxed{\text{本件施設負担経費}} = \text{日常清掃に係る各施設負担経費} + \text{定期清掃に係る各施設負担経費}$$

⑤

$$\boxed{\text{本件施設負担経費}} = \frac{\text{施設全体経費} \times \text{本件施設所管面積}}{\text{施設全体面積} - \text{可部夜間急病センター所管面積}}$$

⑥

$$\boxed{\text{本件施設負担経費}} = \text{本件施設施設廃棄物排出量} \times \text{廃棄物処分単価}$$

⑧

$$\text{本件施設専有部分負担経費} = \frac{\text{施設全体経費}}{\text{施設全体使用量}} \times \text{本件施設副メーター表示使用量}$$

$$\text{本件施設負担共有部分経費} = \frac{\text{本件施設専有部分負担経費}}{\text{施設全体経費} - \text{共用部分経費}} \times \text{共用部分経費}$$

$$\boxed{\text{本件施設負担経費}} = \text{本件施設専有部分負担経費} + \text{本件施設負担共有部分経費}$$

⑨

$$\boxed{\text{本件施設負担経費}} = \frac{\text{施設全体経費}}{\text{施設全体上下水使用量}} \times \text{本件施設副メーター使用量}$$